

議会受付番号	鎌議第 1439 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

公文書の改竄に対する見解と対応

2 質問の要旨

- 1 公文書とされる勤怠データに関して、実際に出勤した時刻について、実態と異なる時刻に改竄をした場合は、正確な出退勤時刻を把握するという目的から、その公文書の本質的部分を改変したということか。
- 2 公文書たる勤怠データについての文書に対する公共的信用は、職員課等の業務目的から、確保されるべきものか。
- 3 小原芳則（納税課職員）による間接的な改竄については、勤怠データという公文書に対する「信用を害する危険」を生じさせた重大な事案であるのではないか。

3 答弁

- 1 勤怠データについて、実際に出勤した時刻を実態と異なる時刻に改ざんした場合、その公文書としての勤怠データからは、正確な出退勤時刻を把握できなくなることから、本質的部分を改変したことになります。
- 2 勤怠データの公文書としての公共的信用は、確保されるべきものと考えます。
- 3 納税課職員による間接的な出勤時刻の改ざんについては、コンプライアンス意識が欠如した行為であり、あってはならないものであると考えています。